

憲章例について

■ 富士山憲章（平成 10 年 11 月 18 日制定）

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、静岡・山梨両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 一 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 一 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 一 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 一 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 一 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

■ 甲府市市民憲章（昭和 41 年 10 月 17 日制定）

美しい自然と古い歴史に恵まれて栄えてきた甲府市は、いまや、あらたな近代都市として、大きく発展しようとしています。

わたくしたちは、この甲府の市民であることに誇りと責任を感じ、市民憲章のもとに力を合わせ、よりよい甲府市をつくることに努めます。

- 1 まじめに働き、栄えるまちをつくりまします。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくりまします。
- 1 たがいに助け合い、楽しいまちをつくりまします。
- 1 からだをきたえ、明るいまちをつくりまします。
- 1 教養を高め、文化のまちをつくりまします。

■ 都留市民憲章（昭和 44 年 4 月 15 日制定）

わたくしたち都留市民は、美しい自然と伝統に誇りをもち、市民としての自覚と責任のもとに、文化及び産業の発達した平和なまちを築くため、市民の総意に基づき、この憲章を定めま

1. 健康で明るいまちにいたします。
1. 自然を愛し、美しいまちをつくりま
1. 文化都市にふさわしい豊かなまちを築きま
1. たのしく働き、活気ある産業のまちに育てま
1. たがいに信じ、協力し、平和なまちをつくりま

■ 山梨県立大学 大学憲章（平成 23 年制定）

山梨県立大学は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」として、大学の自治および学問の自由を尊び、独立自尊の精神のもと、地域社会から世界にまで貢献する大学を目指し、ここに山梨県立大学憲章を制定

- 一、山梨県立大学は、郷土の豊かな自然と歴史や文化を大切にし、山梨県を学びのキャンパスとして、ここに学ぶ者の豊かな感性を育みます。
- 一、山梨県立大学は、幅広い教養と高度な専門性を教授し、地域社会や世界で活躍できる人材を育てま
- 一、山梨県立大学は、基礎研究から応用研究まで、独創的で多様な研究に挑戦し、学術の発展に貢献しま
- 一、山梨県立大学は、自ら学び、自らを培い、未来を切り拓く人材を育てま。また、緊密な人間関係を基盤に、知的刺激に満ちた教育環境を創りま
- 一、山梨県立大学は、地域課題の解決に向けて積極的に取り組み、地域の発展に貢献しま。また、アジアをはじめとする世界との連携をはかり、教育・研究活動を通じて国際社会の発展に貢献しま
- 一、山梨県立大学は、時代の変化に対応した個性豊かな魅力ある大学づくりを推進しま。そのために、評価を通じて不断の改革を推進し、社会への責任を果たしま

■ 山梨県環境首都憲章（平成5年3月22日制定）

わたしたちのふるさと山梨は、富士山、八ヶ岳、南アルプス、大菩薩嶺、御坂山塊などの山々、川や湖、緑あふれる森林、そこに棲み、生い茂るたくさんの動物や植物など、豊かな自然に恵まれています。

また、自然の織りなす風景、ぶどう園や桃畑などの農村がつくり出す景観などは、四季折々の美しいたたずまいを見せてくれます。

山梨の歴史や文化、特色ある産業や豊かな生活は、このような自然の恵みを受けながら育まれてきたのです。

しかし、いま、都市化の進展や生活様式の変化などによる大気の汚染や水質の汚濁、ごみの増大など都市・生活型の環境問題、また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少など人類の存続にかかわる地球規模での環境問題が大きな課題となっています。

このような中で、人々の間には、環境を基本に置いた生活を重視しようとする意識が芽生え、地球の存続をかけた、幾多の課題に対応するための地域からの行動が、全世界で、大きなうねりとなって始まっています。

いまこそ、地域振興のための開発と環境保全との調和を図り、健康で安全、かつ、快適な生活を営むための基盤となる環境を守り育てていくために、わたしたち自身が人と自然との共生を基本とし、持続可能な社会を築く努力をしていかなければならないのです。

そのために、わたしたちは、現在の生活様式を変革していくことも含め、どのように行動すべきかを真剣に考え、実践に移していく必要があります。

また、社会の一員である事業者には、生産、流通、消費、廃棄の各過程を通じて、環境への影響を少なくする循環型の経済システムを確立していく必要があります。

県民、事業者、行政には、それぞれの役割に応じて問題解決に向けた活動を起こす使命が課せられています。

このような活動を活発に展開することにより、初めて、祖先から受け継いできたすばらしい環境を、時代を超えた共有の資産として子孫へ引き継いでいくことができるのであって、それは、現在に生きるわたしたちに課せられた重大な責務であり、使命であることを、深く心に留めなければなりません。

環境保全と開発とが統合され、恵み豊かな環境の下に、健康で安全、しかも、地域の特性を生かした快適な生活が営めるような郷土づくりを進めるため、みんなで勇気をもって努力していきたいと思えます。

こうした努力を積み重ねることにより、健全で恵み豊かな環境の創造と世界に誇り得る「環境首都・山梨」の実現が図られるのです。

そのための基本理念を示し、目指すべき新しい社会づくりに向けて、県民、事業者、行政がそれぞれの役割の下に一体となって展開する活動の指針として、また、一人ひとりの行動の規範として、ここに環境首都憲章を定めるものです。

- 1 心がけよう 一人ひとりが 環境にやさしい暮らしを
- 1 引き継ごう 美しい郷土を いつまでも
- 1 持ち続けよう 自然をいつくしみ 愛するところを
- 1 歩き出そう 地球を救うために 足元から一歩ずつ
- 1 考えよう 人類の未来のために 何をすべきかを
- 1 創り出そう 世界に誇れる「環境首都・山梨」

■ ともに生きる社会かながわ憲章（平成 28 年 10 月 14 日制定 神奈川県）

平成 28 年 7 月 26 日、県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において 19 人が死亡し、27 人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます